

令和4年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和4年12月6日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和4年12月6日 午後3時26分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	多胡裕司		渡辺三義			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	丹野景広		
	総務課長	今村保広	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	丹崎秀幸	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		
	総務課参事	瀧澤 徹	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第66号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
4	議案第67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第68号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第69号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第70号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第71号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第72号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
10	議案第73号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
11	議案第74号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
12	議案第75号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第76号	公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
14	議案第77号	陸別町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
15	議案第78号	職員の降給に関する条例
16	議案第79号	陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
17	議案第80号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
18	議案第81号	陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例
19	議案第82号	陸別町個人情報保護審査会条例
20	議案第83号	陸別町情報公開条例の一部を改正する条例
21	議案第84号	令和4年度陸別町一般会計補正予算(第7号)
22	議案第85号	令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)
23	議案第86号	令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日 程	議 案 番 号	件 名
24	議 案 第 8 7 号	令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
25	議 案 第 8 8 号	令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
26	議 案 第 8 9 号	令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和4年陸別町議会12月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 11月7日第3回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面の中から1件、口頭で1件、御報告申し上げます。

書面にございますが、11月14日、名古屋大学の野依記念学術交流館におきまして、前りくべつ宇宙科学館館長の故上出洋介先生の追悼記念集會が開催されました。集會には、NASAのブルースツルタニ先生をはじめ、国内外の多くの研究者が参加され、上出先生の研究の功績、追悼講演、研究課題などが先生の思い出と題して、20件に上る発表がありました。

また、私のほうからも陸別町を代表して、追悼のメッセージを発表させていただいたところ です。

続きまして、口頭で、新型コロナウイルス感染症の関係について御報告申し上げます。

道内では、11月22日に新型コロナウイルスの新規感染者数が過去最多の1万1,394人となり、29日には死者数が過去最多の58人を記録し、病床使用率につきましても50%超えの高水準が続いており、依然として感染が拡大している状況にあります。現在は、いつでも誰もが感染するリスクが高い状況となっており、町内におきましても連日感染者の発生が報告されているところであります。

つきましては町民の皆様には、年末年始に向けて感染拡大防止のため、いま一度三つの密の回避、手洗い、手指消毒、効果的な換気など、基本的な感染防止行動の徹底と取組をお願いするところであります。

このほか事業業務工事等発注状況につきましては、一覧表をお手元に配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思 います。

以上で、行政報告を終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 教育長から、教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面的とおりでありますが、書面の中から2件、口頭で1件、御報告いたします。

まず、書面の中から1件目、小・中学校の学習発表会、文化祭について御報告いたします。

10月22日土曜日、午前中に開催しました陸別小学校学習発表会につきましては、本年度も新型コロナウイルス感染症対策のため入場制限等を行い、各学年、約20分程度の発表とし、学年ごとに児童、保護者を入替えながら開催をいたしました。また、陸別中学校第63回文化祭につきましても、10月29日土曜日午前中のみの開催とし、英語暗唱、意見発表、各学年の合唱発表会、学級発表を行いました。両校ともに児童・生徒が日頃の学習成果を力いっぱい表現し、活躍する姿を堪能することができました。

2件目は、小・中学校の臨時休業、学年閉鎖についてであります。

両校ともに新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者が発生していることや、発熱・咳等の風邪症状による欠席児童・生徒が複数見られることから、陸別小学校第5学年は11月30日から12月2日まで3日間、同校第3学年は12月1日から2日まで2日間学年閉鎖、また、陸別中学校は12月1日から2日まで2日間、臨時休業といたしまし

た。

次に、口頭で1件、町民スポーツレク大会の開催終了についてであります。

本大会は、陸別町に居住する多くの町民が一堂に会し、スポーツレクリエーションを通じて、体力の増強と健康保持・親睦・融和を図ることを目的とするとして、昭和43年に第1回大会を開催し現在に至っていますが、コロナ禍の影響により、令和元年度第52回大会を最後に中止が続いています。本年度も第55回大会を開催予定で準備を進めてきましたが、6月に開催しました自治会代表者会議では、人を集めるのが難しい、年配者が増えているので参加が難しい、役員会の結果、本年度から参加は辞退したい、選手が集まらない、人が減っている等の意見が多く寄せられ、やむなく本年度の大会中止を決定いたしました。

今後の大会においても各自治会・チームの参加が危惧されるため、今後の方向性を検討するため、10月に今後の大会開催の継続可否について、改めて調査をいたしました。その結果、12の自治会・チームのうち、継続可が1、否が8、その他が3で、否、その他を含め11自治会・チームが、今後の大会参加は難しいという判断でありました。

教育委員会といたしましては、苦渋の決断ではありますが、本年度をもって町民スポーツレク大会の開催を終了することといたしました。令和5年度8月下旬には、新たなスポーツ関連行事の開催を検討中であります。

現在、小・中学校では、コロナウイルス感染症及び風邪等の症状者が収まらない状況にありますが、今後も引き続き感染症対策を徹底し、円滑な学習活動が行われるよう取り組んでまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、午後1時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、6番多胡議員、7番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和4年陸別町議会12月定例会の運営について、12月2日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、条例関係18件、補正予算6会計の合わせて24件であります。

次に、議会関係では、一般質問5名、町長からの諮問1件、発議案2件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月9日まで4日間とすることに決定をいたしました。

なお、12月8日と9日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

議案第66号から議案第78号までの条例関係については、職員等の期末手当及び職員の定年の延長に係るものであるため、13件を一括議題といたします。また、議案第81号から議案第83号までについても個人情報保護に関する法律の改正に伴うものであるため、3件を一括議題といたします。次に、議案第84号から議案第89号までの令和4年度各会計補正予算6件についても一括議題といたします。

よって、議案第66号から議案第78号、議案第81号から議案第83号及び議案第84号から議案第89号については、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各議案ごとに行うことにいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月9日までの4日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月9日までの4日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

-
- ◎日程第 3 議案第 66号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 4 議案第 67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 5 議案第 68号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 6 議案第 69号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 7 議案第 70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 8 議案第 71号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 9 議案第 72号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 10 議案第 73号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 11 議案第 74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 12 議案第 75号職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 13 議案第 76号公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎日程第 14 議案第 77号陸別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
 - ◎日程第 15 議案第 78号職員の降給に関する条例
-

○議長(本田 学君) 日程第 3 議案第 66号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 15 議案第 78号職員の降給に関する条例まで、13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第66号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正及び地方公務員法等の一部改正による地方公務員の定年引上げに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第68号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第69号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和4年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の7件についてであります。いずれの議案も地方公務員法等の一部改正による地方公務員の定年引上げに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第77号陸別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてですが、地方公務員法等の一部改正による地方公務員の定年引上げに伴いまして、廃止しようとするものであります。

続きまして、議案第78号職員の降給に関する条例についてですが、地方公務員法等の一部改正による地方公務員の定年引上げに伴いまして、新たに制定しようとするものであります。

以上、13件を一括して提案いたします。内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第66号から議案第78号までについて御説明申し上げます。

まず最初に、今回の改正の概要でございますが、大きく二つに分かれております。

一つは、人事院勧告に基づく給与等の改正、これが1点目でございます。二つ目が、

地方公務員法の一部改正による定年引上げに係る関係でございます。

まず、資料を基に最初の人事院勧告に基づく中身について御説明したいと思えます。

資料1-1を御覧いただきたいと思えます。

こちらの1-1の中で規定をしております人事院勧告に係るものでございすが、これも大きく二つに分かれております。一つ目が、給料表の改定でございます。これは令和4年4月1日からの適用ということになっております。平均改定率0.3%となっております。二つ目が、資料1-1でございすが、勤勉手当の0.1か月、年間分を引上げることでございすが。これにより、期末手当と勤勉手当の合計が年間4.3か月から4.4か月となります。

続きまして、1-1の条例改正の内容でございますが、主に2番目の条例改正の内容でございますが、第1条が給与改定でございます。第2条は勤勉手当についての令和4年12月1日からの適用でございますが、既に6月分は支給済みのため、12月支給分で年間分で調整するものでございすが。詳細は、上のほうの表に時期ごとの支給率を記載しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

第3条でございますが、同じく勤勉手当でございますが、令和5年4月1日からの施行分でございます。令和5年度からは、6月・12月が同じ配分となるように調整するものでございすが。

続きまして、1-2、資料を御覧いただきたいと思えます。

こちらは同じく再任用職員に係る人事院勧告の概要でございます。勤勉手当0.05か月、年間で引上げるという中身でございます。2番目の条例改正内容につきましては、勤勉手当を12月1日から0.05か月引上げますが、3条で令和5年4月1日から6月・12月を同じ配分にし直すという形になります。

以上で、2条、3条で調整するという形になっております。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思えます。

ちょっと飛ばしていただきますが、同じく人事院勧告に係るものから連動してありますが、町長、副町長、教育長及び議会の議員の期末手当に係る改正内容でございます。こちらで改正内容としましては、年間4.3か月から期末手当を4.4か月、0.1か月分増とする中身でございます。第1条、第2条の関係につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、第2条で、令和5年度分から同じ配分になるように調整すると、そのような中身でございます。

続いて、職員の定年延長に係る制度について、まとめて御説明したいと思えます。

飛びますが、資料6-1を御覧いただきたいと思えます。

この中で職員の定年延長ということで大きく分かれてありますが、一つ目が定年の段階的引上げでございます。こちらは60歳、現在なっておりますが、定年が令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引上げられ、最終的には令和13年4月に65歳となります。後ろに表がついておりますので、その年度ごとに後ほど御覧をいただきたいと思

ます。

2番目でございますが、管理監督職勤務上限年齢制ということでございますが、こちらは役職定年制でございまして、定年を65歳と引上げる中で、若手職員の昇進機会を確保し、組織全体の活力を維持するため、原則60歳で非管理職に異動させると、そのような中身でございます。

3番目、60歳以降の給与でございますが、こちらのほうは60歳以降の給与につきましては、7割水準と、そのようになっております。

4番目、60歳に達した職員の退職手当でございますが、こちらのほうは退職手当の算定基礎となる給料月額がピーク時特例ということで、最も高かった給料月額を使用するという特例措置となります。また、同じく60歳以降に、定年前に退職された方も退職理由を定年退職とするという中身でございます。

5番目、定年前再任用短時間勤務制度、こちらは定年前に退職した者でございますが、60歳を過ぎて定年前に退職した者については、週15時間30分から31時間までの短時間勤務を選択することもできると、そのようなことになっております。多様な働き方を促すものでございます。

続きまして6番目、暫定再任用制度でございますが、こちらは定年退職した者で、1年を超えない範囲で任期を定めて暫定的に雇用するという、フルタイム・パートタイムどちらもありますが、こちらは現在の再任用制度と同等のものと考えております。

7番目、情報提供・意思確認制度でございますが、60歳以降の働き方などを職員に情報提供・意思確認をするというものでございます。それにより、職員が正確な情報を得て、多様な働き方を自分で選択できると、そのようなことでございます。

続きまして、資料6-4でございますが、こちらは今回の改正となるそれぞれの条例と今の説明との関係性を記載したものでございます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料6-5でございますが、こちらは定年延長に係るイメージ図を年度ごとに書いております。こちらも後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、議案第66号の説明からさせていただきたいと思っております。

まず、資料ナンバー2-1、新旧対照表を基に説明させていただきたいと思っております。

資料ナンバー2-1でございますが、議案第66号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、まず、改正条例の第1条による改正部分でございますが、給与表の変更でございます。

続きまして、第2条に、資料の2-2を御覧いただきたいと思っております。こちらのほうは、先ほど説明させていただきました勤勉手当の支給月数の改正でございます。

続きまして、資料2-3、第3条による改正部分でございますが、この中の第4条第6項から第15条までは、定年前再任用短時間勤務職員への変更に伴うものでございます。

第16条、資料2-5になります。こちらは、同じく定年前再任用短時間勤務職員への変更及び勤勉手当に係る支給月数の改正でございます。

次、資料2-6から2-7になりますが、第18条から第21条まででございますが、こちらも定年前再任用短時間勤務職員への変更に伴うものでございます。

続きまして、附則のほうの説明をさせていただきたいと思えます。

資料2-7を御覧いただきたいと思えます。附則、第8項については、60歳超過職員の7割措置を規定しております。

附則、第9項は、7割措置の適用除外となる職員を規定しております。

附則、第10項2-7から2-8にかかりますが、附則、第10項及び第11項につきましては、役職定年による降任等の後の給料月額についての管理監督職勤務上限年齢調整額について規定しております。

附則、第12項及び13項でございますが、こちらは資料2-8でございますが、こちらも7割措置を受ける職員について、つり合いを取るために給料月額の調整ができるという規定でございます。

続きまして、2-9、同じく附則の施行期日であります。こちらにつきましては、第1条は、読み上げさせていただきます。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第3条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2番目でございますが、前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附則の第4条でございますが、こちらは暫定再任用職員と暫定再任用短時間勤務職員について規定しているものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第67号、議案書14ページ、資料ナンバー4をお開きいただきたいと思えます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例でございます。

こちらのほうを改正の概要は、先ほど説明させていただいた職員の給与に関する条例の一部改正に伴いの改正となります。それでは中身を説明させていただきます。

改正条例の第1条、資料4でございますが、この中で令和4年12月1日から適用分ということになっておりますが、第6条第1項中、期末手当を変更するものでございます。これも人事院勧告に関わるものでございます。

改正条例第2条、こちらは令和5年4月1日適用分でございます。こちらも期末手当を100分の225から100分の220に改正するという中身でございます。

議案説明資料ちょっと戻りますが、ナンバー3を御覧いただきたいと思えます。こちらが今の現行条例と改正条例第1条、第2条との関係性を整理したものとなります。

それでは、議案書14ページにお戻りください。

附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、67号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号、こちらのほうは議案書15ページ、資料はナンバー5を御覧いただきたいと思います。

議案第68号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

こちらのほうでございますが、改正の中身を説明させていただきます。

改正条例第1条、こちらが令和4年12月1日からの適用分でございます。

5条2項中の期末手当100分の215から225に変更という中身でございます。

改正条例2条は、同じく令和5年4月1日からの施行でございます。こちらが期末手当を100分の225から100分の220に改正するというものでございます。

附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第69号、議案書16ページ、御覧いただきたいと思います。

資料はありませんので、議案書だけで説明させていただきます。

議案第69号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本条例は、令和4年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員等の給与等の改正に伴い、改正するものでございます。給料表の改正でございます。

改正条例を読み上げさせていただきます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上であります。

以上で、69号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号になります。議案書29ページを御覧いただきたいと思います。

資料につきましては、7-1を御覧いただきたいと思います。

7-1の新旧対照表を基に説明させていただきます。

こちらのほうもまず目次として第1章から第5章及び附則、新たに章名をつけております。

第1章、総則。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2章の定年制度につきまして、第3条については定年を65としております。第4条は、勤務の延長についてでございます。ただし書きで特例任用後は3年までとなっております。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制でございますが、この中の第6条につきましては、役職定年制の適用を受ける職員の範囲を規定しております。第7条については、管理監督職の上限年齢についての規定でございます。第8条につきましては、配慮規定となります。第9条につきましては、役職定年制による降任等の適用除外又は特例に関する規定となっております。第10条については、資料ナンバー6となります。特例による任用を行う場合に、本人の同意の義務づけ、これを規定しております。第11条については、特例任用期間中の延長事由が解消した場合のことに規定しております。

第4章、定年前再任用短時間勤務制度の関係でございますが、第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務職員について規定したものでございます。

次、附則の改正でございますが、こちらは資料7-7を御覧いただきたいと思っております。

附則の第3項は、年度ごとの引上げる定年年齢を定めております。

附則第4項につきましては、その年度の60歳到達する属する年度の前年度において、当該職員に情報を提供し、継続しての勤務意思を確認するということが規定されております。

続いて、資料7-8、御覧いただきたいと思っております。

改正附則第2条につきましては、勤務延長に関する経過措置となっております。

資料7-9の改正附則第3条、こちらは再任用職員についての経過措置となっております。

続きまして、資料7-11、こちらの改正附則第4条から飛びまして、資料7-14の第9条までは、暫定再任用職員に関する経過措置であります。

続きまして、改正附則の第10条、資料7-14の下でございますが、こちらのほうも定年前再任用短時間勤務職員の経過措置となります。

改正附則第11条については、こちらは情報提供及び勤務意思の確認を行う行為に対するの基準とする年齢を60歳と定めるということでございます。

以上で、議案第70号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号、議案書39ページを御覧いただきたいと思っております。

資料は、ナンバー8となります。

議案第71号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ナンバー8の資料を基に説明させていただきます。

第3条の改正でございますが、これも地公法の改正により、再任用短時間勤務職員を

廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことによって、引用している本条例を改正するものでございます。

附則について、読み上げさせていただきます。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

以上で、議案第71号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第72号、議案書40ページを御覧いただきたいと思います。

資料につきましては、ナンバー9となります。

議案第72号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容、新旧対照表を基に説明させていただきます。

第4条第1項の改正は、先ほどと同じような再任用短時間勤務職員を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことにより、引用している本条例を改正するものでございます。

続きまして、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第73号、こちら議案書41ページを御覧いただきたいと思います。資料は、ナンバー10になります。

議案第73号職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、新旧対照表を基に説明させていただきます。

第3条の改正は、こちらの概要でございますが、減給が行われている減給の効果として、基準日を明確にし、定年引上げによる影響を整理したものでございます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第73号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第74号、議案書42ページを御覧ください。

資料につきましては、ナンバー11-1となります。

こちらにも新旧対照表を基に説明させていただきます。

議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第2条第3項では、従前は地方公務員法で再任用短時間勤務職員について規定しておりましたが、令和5年4月1日以降、前段の説明でございますが、廃止となり、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことに伴うものが第2条第3項でございます。

第3条第1項から第17条までは、こちらの改正の中身でございますが、新たに定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことによる文言の改正となります。

続いて、附則のほうを説明させていただきます。

附則の第1項でございますが、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行するでございます。

第2項でございますが、経過措置であります。こちらのほうは、暫定再任用職員のうち短時間勤務の職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなすことを規定しております。

以上で、議案第74号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第75号、議案書43ページを御覧いただきたいと思います。

資料につきましては、12-1となります。

議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表で説明させていただきます。

資料12-1でございます。

第2条の第3号、こちらは育児休業をすることができない者に、特例任用されている者を追加するものであり、第4号及び第5号は、号の追加に伴う号ずれを修正しております。

第9条第3号、こちらについては育児短時間勤務をすることができない者に、特例任用されている者を追加するものでございます。

第17条第2号及び第18条については、こちらは地方公務員法で再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定されたことによる改正となります。

それでは、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第75号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第76号、議案書44ページを御覧いただきたいと思います。

資料は、ナンバー13となります。

議案第76号公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

資料13でございます。

第2条及び第2項第5号の改正は、職員の定年等に関する条例が改正されたことにより派遣することができない者に、特例任用されている者を追加したものでございます。それによる改正となります。

第6号につきましては、第5号の追加による号下降の修正となります。

それでは、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第76号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号、議案書45ページとなります。

資料については、ございません。

議案第77号陸別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例でございます。

本条例は、地方公務員法の一部改正による地方公務員の定年引上げに伴い、現行条例を廃止するものでございます。

条例本文を読み上げさせていただきます。

陸別町職員の再任用に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第77号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第78号、議案書46ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうは、資料等はございません。

議案第78号職員の降給に関する条例。

本条例は、地方公務員法の一部改正による地方公務員の定年引上げに伴い、国の指針に従い新規の制定を行おうとするものでございます。

条例の説明をさせていただきます。

第1条では、目的を規定しております。

第2条につきましては降給、降号や降格を含みますが、種類について規定しているものでございます。また、役職定年制に伴うほかの職への転任に伴う降給も加えております。

第3条につきましては、降格の事由でございますが、降任を定義したことに伴い、従来の解釈に合わない降任に該当するものとされてきたものが、合わない部分がございますので、それを定義に合わせて新たに規定するものでございます。

第4条は、降号、号のみ下がることでございますが、その事由を定めたものでございます。

第5条は、降給させる場面での書面による交付について規定しております。

第6条については、受診命令の義務について定めております。

第7条は、雑則となります。

続きまして、附則の説明をさせていただきます。

議案書47ページでございます。

附則、1番目は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するでございます。

次の附則第2項でございますが、こちらのほうは給与条例の当該附則で7割措置を定めておりますが、降給としていないため、この項で改めて規定するものでございます。

附則第3項でございますが、役職定年制の適用を受けない非管理監督職への職員への給料月額7割措置に対する降給通知は行わないが、給料月額変更に伴う通知を交付する。

以上のことから、第3項には規定されます。

以上で、議案第66号から議案第78号までの一括の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第66号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、議案第66号について質問させていただきます。

今回の給与改正につきましては、人事院勧告に基づく職員の給与改定でありまして、その詳細がただいま総務課長から、議案説明書の資料に基づいて示されたわけであります。これも説明にありまして、勧告の概要といたしましては、大きく二つありまして、月例給与と勤勉手当の引上げと、そのように理解しております。

月例給与の引上げにつきましては、私の認識では、ここ3年ほどなかったように思っております。そのような中で、議案書の2ページから8ページにかけて給料表1と給料表3について、俸給月額が級及び号俸別に記載されております。近年の傾向といたしましては、月例給与の改正については、若年層に手厚い配分になっていると、そのように理解しております。月例給与の新旧対照表がございませんので、口頭でお聞きしますが、昇給額の分布として、どのあたりの級及び号俸に手厚く配分されているのか、これは給料表1だけで結構ですのでお伺いいたします。

また、11ページの附則第1条第2項及び12ページの第2条についてであります。この改正条例における月例給与の取扱いは、令和4年4月1日から適用することとされております。改正条例の施行日以前に、施行日以前に支給された給料は、改正後の給与条例の規定による内払とみなすと、そのようになっております。

したがって、このたびの月例給与の改正によって、支給額が引上げられることになった職員につきましては、その差額になる給与及びそれに附随する時間外勤務手当等についてであります。本年4月まで遡って11月までの8か月間分の相当額を精算して追加で支給すると、そのような理解でよいかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 給料表の改定でございますが、ちょっとこちらでつけた議案書の中では、資料等でも差額でどれぐらい上がったかというのが、分かりにくいのでございますが、1級の例でございますが、今回の人事院勧告は、おおむね30代の中盤までを想定しております。若い方を最優先で上げております。1級につきましては、高卒の初任給で4,000円の上がりとなっております。大卒の初任給でございますが、こちらでは約3,000円、それがピークで、そこから30代半ばほどを目標に、どんどんなくなっていくというような形でございます。

それともう1点目でございますが、令和4年4月1日に遡って給与月額等給与改定を

行うということでございますが、議員の質問のとおり、それに伴い給料の差額、それに計算される時間外の差額、それに伴う期末勤勉手当の差額等が連動するものでございます。それを追加で支給するという形になってございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま若齢層の手厚い部分についてお伺いいたしました。一方という言葉になるのですが、そうしますと、高齢者のほうは恐らく100円とか200円しか上がらないのではないかと、そのように考えておりますが、それについてもお伺いしたいと思います。

さらに、今回の地方公務員の給与水準、ラスパイレスという指標で現すことがございます。当町の水準は決して高いものではないと認識しております。これは私がいつも疑問に思うところでありますが、ほとんどの地方自治体は国公準拠ということで、国の人事院勧告に倣って改正してきていると思いますが、このラスパイレスに自治体間の差異が生ずるのは、どういう理由があるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） まず、給料表の先ほどの質問でございますが、おおむね30代の中盤までを今回手厚くしたということでございますが、給料表4級・5級・6級、その給料表につきましては全く改定されない。4級・5級が一部改定部分がございますが、ほとんど改定ないと、そのようになっております。

次に、ラスパイレス指数でございますが、こちらのほうは国の給料月額と地方自治体を比較したもので、各自治体間の給料の高い・低いの判断基準の一つにもなると言われておりますが、こちらの差異でございますが、基本的に同じ年で同じ勤続年数がある方が国と比較しまして、全くそれが同じであれば同じという考えになりますが、実は昇給の昇給スピードというのでしょうか、昇格、そういうものが国のほうが、全員ではないのでございますが、非常に早い方が結構ありまして、それが自治体の昇格スピード、勤続年数と昇格スピードの関係、それによってももちろん給料が連動しますが、それによつての差異がなかなか自治体間のばらつき、国との差異、そういうものになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ラスパイレス指数については、ただいま御説明いただいたわけでありましたが、国家公務員と地方公務員との差異の理由は、ただいま説明にあったとおりだと思いますが、地方公務員間で自治体によって差異が生じていると、私は認識しているのですが、これはどういう理由なのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） こちらのほうもやはり昇格、そのスピードは自治体間の職員の構成とか、いろいろな状況によって自治体ごとの事情が違いますので、何年で、ど

の部分に昇格して、給料がどうなるというのは自治体間によっての差異がありますので、そのことに連動するもので自治体間の差異が生じます。職員構成等にもよるかと思えます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第66号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第66号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) ページでいきましたら28ページの附則の部分なのですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するというふうになっておりまして、職員給与のように改正前の規定による内払という規定がないわけではありますが、会計年度任用職員については内払は行わないと、そのような理解でよろしいかお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 今村総務課長。

○総務課長(今村保広君) 会計年度任用職員でございますが、1年以内の雇用計画により雇用契約を締結しておりまして、このため町としての考えでございますが、遡及しないで新年度からの施行と判断しました。

また、従前からの処理としまして、会計により最低賃金を割らない場合は、年度内の変更はしないと、そのようにさせていただいておりまして、今回についても最低賃金を下回っていないため、次年度、令和5年4月1日からの施行と判断したものでございます。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) さきの議案で、職員給与については議決しておりますので、これをどうこうではないのですが、今、町としてはという言葉もあったのですが、条例改

正の場合、今は、条例準則というのはないのだろうと思いますが、市町村会あたりの法務支援室あたりのテンプレートの条例改正案あたりを見てやるのだろうと思うのですが、それでもやっぱりそのようになっているのか、それではどういう取扱いされているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 会計年度任用職員の施行日の関係でございますが、国から示されているものでは、このようにすれというものはございません。状況としましては、それぞれ町が判断するというような形になっております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第69号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ちょっと質問の仕方がばらばらなのかもしれませんけれども、御了承願います。

というのは、21ページの第9条のほうで、定年に関わって(1)であるわけなのですが、当該の職務が高度な知識と技能又は経験を必要とする職員を残しながら後輩というか、その後に引き継がれる職員に対して伝承するというか、継承すると、そういう方法のために今回定年を60から65までしていくということなのですが、その中で結局、今までいわゆる60を過ぎると、かなり体力的にも落ちるといってもありますけれども、いずれにしても今人生100年みたいに言われている中で、こういうことで高度な知識や経験を公務員としてやっていけると。そういった意味において、当然、33ページにあります情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべきというふうにあ

るのですけれども、資料の6-3にもありますように、職務を遂行する上での本人の意思がどうなのかということと、それから本人の情報提供というのはどういう提供、病歴とかそういうことをいうのか、いろいろなそういうメニュー的なものがあれば話してほしいです。

それから、これに関して6-4の資料の中にあります育児休暇ということですのでけれども、現在までどういう形、実績的にはどうなのかなということ、参考までお聞きします。

それともう1点、3点目なのですけれども、6-5にあります定年対象年齢イメージというのがあるのですけれども、この中で60歳から53、これは令和4年度でいいですから、實際上この年齢の人が将来的に延長に入れる人たちが、各年によって何人ぐらい、今、陸別の職員の中で在籍しているのか、ちょっと報告願います。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 最初の質問の情報提供、意思確認の関係でございますが、こちらのほうは65歳までの定年が今後なるという中で、60歳の誕生日以降の働き方を雇用する側から、多様な働き方ができるというような選択ができるように提供するものでございます。

例えば、常勤管職での今までどおりの勤務を60歳以降するのか、または一旦退職して定年前再任用短時間勤務職員として働くのか、短時間でなら働けるよとか、それとか60歳以降定年まで、定年にはなっていませんが、退職をするのか、そのような多様な形態を本人が選択できるように、こちら側から情報を提供するという中身でございます。

次に、育児休業の現在の状況でございますが、すみません。正確な数字は把握しておりませんが、陸別町の職員で数人、一桁の約四、五人はいるかと思えます。正確なものは把握しておりません。持ち合わせておりません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 定年退職者の令和13年度までの予定者ということでありませぬ。まず、令和5年度の退職者につきましてはございませぬ。令和6年度が3名、7年度がなし、8年度が4名、9年度がなし、10年度が4名、11年度がなし、12年度が3名と、合計で14名の方がこの期間で退職の対象となっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の私の理解では、本人からの情報提供かなと思ったら、今の説明では町側が採用というか、定年延長する場合での聞き取りをしながら、どこまでできるのかという聞き取りをするというのか。本人が定年、この条例でいきますと、各1年ごとに今回60歳を過ぎたから65歳まで自動的になるのではない条例だと思うので

すけれども、そういった意味で健康問題とか、それから大分前の議会か、ストレスチェックというのですか、そういう中での職員の健康状態とか、そういうものも吟味された上で認定をしていくのかなということを含めると、本人の意思が本当に働いていてもらえるのかどうかということをきちっと確認する上では、こちら側だけでなく、本人の意思も確認しなければならないのではないかと思うのですけれども、その辺についてもう一度説明願います。

それから、働き方改革そういった意味で、今、少子化の時代できちっと育児休暇を取って、そして子供と接することによって、またリフレッシュに働けるというそういう時代に入ってきていますので、そういった意味で今の数字がちょっと定かでないというのは、僕は不真面目なような気がするのです、その辺。今、説明では四、五人と言っていましたけれども、今後、陸別町においては子育て支援政策もいろいろありますので、この辺も職員の形の支援も含めて、きちっと把握して行ってほしいなと思うのです。

そういった意味と、今、はしょって年別対象年齢というのがあったのですけれども、延長できない年代の人もあるわけなのですけれども、これは今後どうのというふうに言ったけれども、今現在の職員のそういう形態ですけれども、均衡取れた職員構成の中で、先ほど言ったように知識や技能そのものを伝承する上では、切れ目なく先輩の職員というのですか、退職した人が後輩に知識を伝承できる。そういった意味で、今さらどうのではありませんけれども、これは途中でこれに近い年齢の人が採用されて定年になるのかどうか、その辺もう一度説明願います。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 情報提供、意思確認について、もう一度説明させていただきます。

こちらのほうから60歳以上の高齢者、60歳以降、どのような働き方が本人たちができるのかという選択をするための情報を様々に提供してもらいます。最終的な判断は本人たちになりますが、その中で本人たちが当然自分の体調なり、家族構成とか様々な要因を自分で判断していただき、こちらのほうに伝えるという形になります。そういうようなものの選択の幅が、この情報を提供することによって多様な働き方が選べますよと、そのようなことになりまして、その中に本人が選択する理由の一つで、健康なども入るかと思えます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 退職のない年度につきましては、定年延長に伴いまして2年に1度、退職者が出てくるということになりますので、そのためにないところが出てきております。ですので、今のケースでいきますと、言った人数が、今の段階で60歳になる方は毎年度ございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃられましたように、やはり固まっている年代等ございますので、最近では採用の際に採用年度ではなくて、年齢による採用の区分けも視野入れ

ながら採用しているというような状況であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 規定内容が非常に難解でありまして、的を射る質問もできないわけではありますが、30ページの改正規定第7条、管理監督職勤務上限年齢についてありますが、これは第9条に基づく特例を除いては、管理監督職勤務上限年齢を60歳としておりますので、その年度末以後、定年に達するまでの期間は降任になるのと、そのように理解しております。その場合、改正規定第8条第2号に規定されておりますように、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする事、そのようになっておりますことから、当町の職制では主任主査の職に降任等をする事、具体的にはそういうことになるのか。また、非管理監督職についてであります。これに勤務する職員については、60歳以降も定年に達する年度の年度末まで降任等はないと、そのように理解してよいかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 第8条の関係でございますが、降任等の第1号に規定しております降任等でございますが、基本的には本人の能力に応じて配置されることとなりますので、このような降任等はないというふうに考えております。失礼しました。ちょっと言葉が不足しております。管理監督職でない者が、主任主査というような者という形ではないということでございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ちょっと説明いたします。

管理監督職の方が降任になった場合が、管理職対応職員以外になるということですので、主任主査以下になると。原則、主任主査になるのかなというふうに思っておりますが、それ以外につきましては、1号にありますように人事評価の結果ですとか、勤務の状況、勤務経験等に基づく降任転任こういったことがございますので、これについては退職時に聞き取り、本人の状況等確認しながらということもあり得るということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 具体的に言いますと、今、非管理職ですね、非管理職については定年退職の翌年度までは降任はないと、そのような理解しておりますが、そういうことでよろしいですね。

それと、この管理監督職勤務上限年齢の導入についてであります。これは町長もしくは副町長にお伺いすることになりますが、この制度導入のそもそもの目的は、組織の新陳代謝を確保して組織の活力を維持するためと、そのように言われております。しか

しながら、それは一定の規模を有する組織であれば、世代間の職員構成にも歪みのない状態、そういうような組織であれば当てはまるのかもしれませんが、当町のように小規模の組織であっては、かえて活力を失うことになるのではないかと考えております。

31ページの改正規定第9条に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例が規定されていて、一定の要件を満たす場合には、上限年齢に達した日の翌日から同日以降、その年度内に加えて翌年度に定年退職の日がある職員についてはその日まで、定年退職の日がない人に対しては1年間、引き続き当該管理監督職のまま勤務させることができるとされておりますように、運用上は同条の第1号から第3号までの事由がありまして、これを要約しますと、職務の責任と特殊性があること又欠員の補充が困難であること。それから、特に確保が困難な専門職、このようなものに該当する場合がありますが、地域の特別な事情によっては管理監督職勤務上限年齢の導入がなじまないのではないかと考えております。

その場合、給料の問題は確かに残ります。別な項で特例の場合は減給というか、給料引き下げないとなっておりますので、この問題は残りますが、必ずそのようにしなければならないのか。私の認識としては分かりやすく言えば、今回の改正は国家公務員に関する取扱いに倣って、その対応を地方公務員にも求めたものと、そのように考えております。

したがって、全国一律1,800近い地方公共団体が、これを適用することにはならないとそのように考えておりますが、いかがかお考えを伺います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 前段の質問につきましては、議員、御理解のとおりだと思っております。

それから、管理監督職の関係であります。議員、今おっしゃられましたように、国家公務員の特別な職を持っている方は、そのまま残る可能性があります。一般の管理職については降任が考えられているということでもあります。当町の場合は、それをそのまま使うのかということかと思っておりますが、今の段階では定年年齢の延長に伴います職員の増も考えておりますので、今の段階では国に倣ってやっていきたいという考えであります。

ただし、国と同様、特別に専任の必要な職が出た場合、プロジェクトチーム等で別の組織を持って、1年間やってもらいたいというようなものが出てきた場合には、管理職として再任すると、延長するというようなことは考えられております。ただ、全部が全部、人材がないからということで管理職として残すというようなことでの考えは、今の段階では持ち合わせておりません。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第70号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号公益法人等への陸別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 77 号陸別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 77 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 77 号陸別町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 78 号職員の降給に関する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 78 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 78 号職員の降給に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 79 号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第 16 議案第 79 号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙

における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第79号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、国政選挙における選挙公営限度額が引上げられたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第79号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書48ページを御覧いただきたいと思います。

資料につきましては、資料ナンバー14-1及び14-2となります。

新旧対照表を基に説明させていただきます。

第4条の改正でございますが、選挙運動用自動車の公費負担額についてでございます。

第4条第2号として、一般運送契約以外の契約による車両の借上料を日額1万5,800円から1万6,100円とし、同じく車両に要する燃料代を日額7,560円から7,700円に改正いたします。

続きまして、第8条の改正でございますが、こちらは選挙運動用のビラの1枚当たりの作成単価について、7円51銭を7円73銭に改正するものでございます。

それでは、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行するでございます。

以上で、議案第79号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第80号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第17 議案第80号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第80号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてですが、町営住宅のうち新町団地の建て替えによる、い棟、う棟の用途廃止に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第80号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案説明書、資料ナンバー15のほうに、今回の改正する住宅につきまして位置図が示されております。対象としましては、い棟、う棟の二棟でありまして、計8戸の住宅の解体を現在実施しております。これに伴いまして、設置条例の改正が必要となりました。

議案書のほうに戻っていただきまして、表中の下段、い棟、う棟それぞれ4戸、計8戸につきまして解体に伴いまして削除させていただき、下段の表のような形になります。新町団地につきましては、これによりまして12棟、28戸というふうに数のほうも変更となります。

以上が、今回の改正に伴う内容となります。

それでは、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、令和4年12月12日から施行するであります。

以降、御質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 議案第81号陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例

◎日程第19 議案第82号陸別町個人情報保護審査会条例

◎日程第20 議案第83号陸別町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第18 議案第81号陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例から日程第20 議案第83号陸別町情報公開条例の一部を改正する条例まで、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第81号陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例についてですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の抜本的見直しに対応するため、既存の陸別町個人情報保護条例を廃止しまして、新たに陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第82号陸別町個人情報保護審査会条例についてですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の抜本的見直しに対応するため、既存の陸別町個人情報保護条例を廃止しまして、新たに陸別町個人情報保護審査会条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第83号陸別町情報公開条例の一部を改正する条例についてですが、個人情報保護制度の抜本の見直しに合わせまして、情報公開制度の規定を見直す必要が生じたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、3件を一括して提案いたします。内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第81号陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例から第83号にかけての説明を一括して行いたいと思います。

資料16-1及び16-2を御覧いただきたいと思います。

まず、各条例に共通する概要というものを説明させていただきたいと思います。

個人情報保護法、資料16-1でございますが、(1)でございますが、個人情報保護法の抜本的改正ということで、今まで3本の法律に分かれておりました。個人情報保護法が国・民間・地方用と三つに分かれておりましたが、それを一つの法律に統合すると、それによる大きな改正となります。

統合する目的でございますが、資料16-1の下段の図表を御覧いただきたいと思いますが、今まで地方公共団体の現状と書いてありますが、各自治体ごとの条例により個人情報保護が決められておりました。したがって、ばらつきがかなり各自治体間にありまして、いろいろその辺の統合をするというのが今回の目的でございます。下のほうの共通ルール化後ということでございますが、今まで個人情報保護条例で運用されていたものを今度は、その上に新しく個人情報保護法に基づく運用ということで、統一ルールをつくるということで、それが16-1の下段の図でございます。

16-2の資料でございますが、こちらのほうの見直し前・見直し後と二つに分かれておりますが、見直し前の図でございますが、民間の事業者・国の行政機関・地方公共団体等、それぞれに個人情報保護の個人情報に関する取り決め範囲などが様々に分かれておりました、統一が取れていなかったと。なおかつ、自治体間でもばらばらであったということが、見直し前の図でございます。それが今度、見直し後でございますが、新しく個人情報保護法というものが法で定められて、その下に同じ基準で各条例をつくと、そのような形になります。

個人情報保護法の上には個人情報保護委員会がございますが、こちらは法が適正に遵守されているかということを外から規制監督する組織でございます。その下に個人情報保護法が位置すると、そのようなことでございます。

それでは、第81号の説明に入らせていただきます。

議案書51ページ、御覧いただきたいと思います。

陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例。

まず、第1条でございますが、こちらは趣旨規定でございます。本条例の施行に関し必要な事項を定めております。

第2条は、定義規定でございますが、町の機関の規定、あと、その他個人情報保護法施行令で使用する用語の例なども記載されております。

第3条、こちらは個人情報ファイルごとの整備が必須となり、その取扱い等について規定しております。

第4条につきましては、開示請求の手続でございます。

第5条でございますが、こちらは開示請求に係る手数料でございますが、本条例は手数料を無料としており、実地費用については負担していただくというふうに規定しております。

第6条、第7条につきましては、訂正請求と利用停止請求の手続について定めております。

第8条でございますが、陸別町個人情報保護審査会への諮問ということで、法施行後の審査会等の役割について規定しております。

続きまして、附則について説明させていただきます。

附則の第1条、施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2条でございますが、陸別町個人情報保護条例の廃止となります。

第3条、経過措置でございます。こちらは今回の廃止前の個人情報保護条例、古いほうの陸別町個人情報保護条例で規定しているものについても、新しい条例で規定したものと取り扱おうと、そのようなことになっております。第3条につきましては、守秘義務、あと取扱いについても、従来の個人情報保護条例で指定されたものなどは、新しい条例での取扱いに従うという形になります。

続きまして、第82号でございますが、議案書54ページを御覧いただきたいと思います。

今まで個人情報保護条例により個人情報保護審査会を規定しておりましたが、法律の改正に合わせて今回独立した条例とさせていただきます。

第1章、総則、第1条、趣旨規定でございます。

第2章、こちらは設置及び組織でございますが、第2条は審査会の設置について、審査会への諮問をしなければならないものを規定しております。

第3条につきましては、委員の人数でございますが、これは現在と同じ5名となっております。

第4条につきましては、委員の任期等を規定しております。こちらも現在の2年間となっております。

第5条につきましては、会長について規定しております。

第6条につきましては、審査会の合議体を規定しております。

第7条につきましては、定義規定となり諮問庁、保有個人情報のそれぞれについて定義しております。

第8条については、審査会の調査権限を規定しております。

第9条につきましては、委員による調査手続を規定しております。

第10条につきましては、審査会が資料や提出種類の写しを添付することについての範囲を規定しております。

第11条につきましては、審査会の会議決定等に係る審査請求について規定しております。

第12条については、審査会が町の機関や議会等に対しての協力要請について規定しております。

第13条につきましては、調査、審議手続の非公開について規定しております。

第14条につきましては、規則への委任となります。

続いて、附則の説明をいたします。

第1条は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するでございます。

第2条、経過措置でございますが、施行日前に審査会に諮問された件については、新審査会に諮問されたものとする。同じく守秘義務についても施行後においても従前の例とすると、そのようなことになっております。

以上で、議案第82号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第83号でございますが、議案書58ページを御覧いただきたいと思っております。

資料は、17-1から御覧いただきたいと思っております。新旧対照表に従い、改正点を説明させていただきます。

第7条、第8条につきましては、不開示情報との整合性を図るための改正となります。

第9条及び第10条は、引用基の条番号の変更となります。

第11条は、個人情報保護法に合わせて、30日以内と開示の決定の部分を改正しております。また、第7条に伴う改正も含まれております。

第12条につきましては、開示決定等の期限の特例を規定しております。

第13条及び第14条は、引用基の条番号の変更に伴う改正となります。

続きまして、附則を説明させていただきます。

附則の1番目施行期日は、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2番目でございますが、経過措置としまして、この条例の施行日前になされた公文書の開示の請求に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

こちらが第83号の説明となります。

以上で、議案第81号から第83号まで説明しておりますので、以後、御質問によりお答えしたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第81号陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号陸別町個人情報の保護に関する法律施行条例の採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号陸別町個人情報保護審査会条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号陸別町個人情報保護審査会条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号陸別町情報公開条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第83号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 8 3 号陸別町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 8 4 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 7 号）

◎日程第 2 2 議案第 8 5 号令和 4 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 2 3 議案第 8 6 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 2 4 議案第 8 7 号令和 4 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 2 5 議案第 8 8 号令和 4 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 2 6 議案第 8 9 号令和 4 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（本田 学君） 日程第 2 1 議案第 8 4 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 2 6 議案第 8 9 号令和 4 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）まで、6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 8 4 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 7 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 8 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 億 7, 4 3 9 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

続きまして、議案第 8 5 号令和 4 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 6 9 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5, 0 0 8 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

続きまして、議案第 8 6 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 5 万 6, 0 0 0 円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億611万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第87号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,295万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第88号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,566万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第89号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,765万6,000円とするものであります。

以上、議案第84号から議案第89号まで、6件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは私のほうから、議案第84号から議案第89号まで、一括して説明をいたします。

初めに、各会計、各科目の補正予算に係ります共通事項についてを説明をさせていただきます。

今回の補正予算のうち、議案第84号の一般会計、議案第85号の直診会計、議案第86号の簡水会計、それから議案第87号の公共下水道会計の職員人件費2節給料3節職員手当等4節共済費につきましては、さきに議決いただきました議案第66号から議案第68号におけます給料等の改正に伴います補正予算を計上させていただいております。

これに加えまして、時間外勤務手当につきましては、今年度のこれまでの実績を踏まえまして、その見込みによります増減額、それから職員の異動等に伴います増減額を計上しております。

次に、各施設の燃料費であります。当初予算で計上しました灯油とA重油につきまして、単価の高騰に伴い使用する施設ごとに精査の上、補正予算を計上させていただいております。また、光熱水費のうち電気料につきましては、本年12月分から値上げとなる見込みの予定で、特に石炭や液化天然ガスなどの輸入価格高騰等に伴いまして、燃料調整額が大幅な値上げとなる見込みであります。不足見込額につきまして、補正予算を計上しております。

このほか、各会計におきまして事務事業の確定、または入札執行等によります確定見込みによります減額が、主な補正予算の内容となっております。これらにつきましては、いずれも簡略に説明をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知いただきたいと思います。

それでは、議案第84号の説明から始めます。一般会計補正予算の1ページをお開きください。

議案第84号令和4年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

12ページの歳出をお開きください。

2ページ、2、歳出。

1款1項1目議会費24万円の補正は、冒頭に説明の給与改定等によります3節職員手当等22万9,000円、4節共済費1万1,000円の増額の計上であります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費34万3,400円の補正であります。2節給料82万7,000円の減額。3節職員手当等47万9,000円の減額。次のページに移りまして、4節共済費2万円の増額につきましては、給与改定及び人事異動等によります計上であります。

13ページの下段、7節報償費はマイナンバーカードの新規取得に係ります奨励金、商品券の贈呈をしておりますが、交付申請者の増に伴いまして、当初500名分から300名分、150万円を増額するものであります。17節備品購入費92万4,000円は、マイナンバーカードの印字プリンターの故障によります更新。18節負担金補助及び交付金22万9,600円は、十勝町村会が主催します職員研修会の参加負担金で、17万8,000円と14ページお開きください。北海道自治体情報システム協議会の負担金、これがネットワーク強靱化事業で設置しました機器の更新等の費用50万1,600円とウェブタウン対応のためのシステム改修費56万3,200円。国の公金受取口座登録制度対応に係ります費用99万1,760円。選挙の不在者投票用紙オンライン請求対応費で、6万720円の合わせまして211万8,000円の計上であります。

次に、5目財産管理費52万6,000円の補正であります。10節需用費、光熱水費は役場庁舎の電気料で142万8,000円の計上。12節委託料72万3,000円の減額は、事業系廃棄物処理場の実績によります不足見込額26万1,000円と役場庁舎の衛生器具、給排水設備等更新実施設計業務の確定によります98万4,000円の減額

の計上。14節工事請負費769万6,000円の減額は、福祉館改修は中斗満交流センター屋根補修工事、小利別駅舎待合室の改修工事の確定によります75万7,000円の減額。庁舎改修が屋上防水工事、機械設備改修工事、電気設備改修工事の確定によります693万9,000円の減額の計上であります。24節積立金751万7,000円の増額は、各基金への積立金であります。内訳につきましては、ふるさと整備基金が指定寄附1件、1万円と、ふるさと納税48件、72万7,000円の合計73万7,000円。いきいき産業支援基金は、優良家畜導入支援資金の繰上償還30頭分で627万7,000円と、ふるさと納税3件、3万7,000円の合計631万4,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税14件、18万1,000円。町有林整備基金は、ふるさと納税4件、8万9,000円。地域福祉基金はふるさと納税5件、6万2,000円。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税10件で12万4,000円。次のページへ移りまして、スポーツ振興基金がふるさと納税1件、1万円。

6目町有林野管理費271万7,000円の補正につきましては、16節公有財産購入費で土地購入費であります。

議案説明書、資料ナンバー18をごらんください。

資料ナンバー18は、町有林拡大事業の山林購入予定箇所図となっております。本件につきましては、町有林拡大事業としまして、幕別町在住の山林所有者から、字トラリ14番1の外13筆、29万5,816平米の山林及び立木、それから町内在住の山林所有者から、字陸別原野西1線53番3、4万3,116平米の山林と立木を購入しようとするものであります。

それでは、予算書の15ページにお戻りください。

7目企画費は、2,017万円の補正であります。8節旅費は、サマーin 陸別の中止によります普通旅費11万1,000円の減。18節負担金補助及び交付金の2,028万1,000円は、地域間幹線系統路線維持費補助金1,698万2,000円が、路線バスの帯広線と北見線の赤字分への補助金の計上でありまして、陸別町の負担分につきましては、帯広陸別線が850万9,000円、北見陸別線が847万3,000円で、前年度実績に比べまして526万1,000円の増となっております。

これは昨年度が、国からの336万4,000円のコロナ対策分の補助金が追加交付メニューとして交付されましたことから、大きな差が生じております。

なお、この補助金につきましては、8割が特別地方交付税で措置をされております。

議案説明書、資料ナンバー19に地域間幹線系統路線維持補助事業概要をつけておりますので、内容については後ほど御覧をいただきたいと思います。

次のバス購入費助成事業302万2,000円は、議案説明書、資料ナンバー20を御覧ください。

北見陸別線につきましては、運行から16年が経過をしまして、令和2年度から10台中5台につきましては、北見バスが単独で購入をしまして、残りの5台分を関係市町

が助成して、毎年度更新を進めているというものであります。資料に記載のとおり、今年度につきましては、3,187万円で1台を更新しまして、そのうち陸別町の負担につきましては、302万2,000円となる見込みであります。

なお、この補助につきましても8割が、特別交付税で措置されております。

次の地域内交通対策事業82万3,000円ではありますが、町内のタクシー助成であります。当初、約9,200回の利用見込みに対しまして、これまでの実績から約1,500回ほど利用が増加する見込みとなりましたので、助成額を増額するものであります。その次のサマーinりくべつ実行委員会への交付金は54万6,000円の減額で、事業中止によるものであります。

続きまして、11目交流センター管理費315万9,000円の補正であります。10節需用費は、ふるさと交流センターの燃料費37万8,000円の計上。12節委託料はオーロラハウスの宿泊者の見込み増に伴います管理委託料277万8,000円の計上で、当初が3,550人を見込んでいたところ、約720人に増加することを見込んでおります。13節使用料及び賃借料は、玄関マット借上料の年度途中での単価アップによります不足見込額3,000円の計上であります。

次に、12目銀河の森管理費2万円の補正です。3節職員手当等36万9,000円の増額。それから、16ページ御覧ください。4節共済費5万1,000円の増額は、給与改定等に伴います計上。7節報償費40万円の減額は、陸別星祭り後援会などの天文台のイベントの中止によります計上であります。

2項徴税費1目税務総務費100万5,000円の減額の補正であります。給与改定等によります2節給料8万8,000円の増額。3節職員手当等130万3,000円の減額。4節共済費21万円の増額の計上であります。

次のページへ移りまして、2目賦課徴収費10万5,000円の補正ではありますが、18節負担金補助及び交付金で固定資産税、軽自動車税種別割の統一QRコードテスト印字用納入通知書作成に係ります、北海道自治体情報システム協議会への負担金であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費5万円の減額の補正は、給与改定等によります2節給料4,000円の増額。3節職員手当等6万5,000円の増額。4節共済費11万9,000円の減額の計上です。

18ページに移ります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費6万1,000円の補正につきましても、給料改定等によります2節給料2万1,000円。3節職員手当等3万7,000円。4節共済費3,000円の増額の計上。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費968万1,000円の補正であります。2節給料2万8,000円の減額。3節職員手当等136万2,000円の増額。

次のページへ移りまして、4節共済費2万8,000円の減額につきましては、給与改正及び人事異動等によります計上です。10節需用費の光熱水費は、防犯灯及び福祉住宅の電気料46万8,000円の計上。19節扶助費760万3,000円は、障害者支援事業における各種給付費の単価アップ及び利用日数の増によります三つを合わせまして412万9,000円。それから、入院者の増に伴います身体障害者更生医療給付費347万4,000円の計上。27節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金30万4,000円の計上であります。

2目老人福祉費は224万9,000円の補正であります。10節需用費の燃料費につきましては、ふれあいの郷、福寿荘の灯油代36万6,000円の計上。

20ページに移りまして、福祉住宅からまつハウス、ふれあいの郷、福寿荘、高齢者交流センターの光熱水費であります。電気料のほかガス代、上下水道料金で178万3,000円の計上。12節委託料の施設設備保守管理は、福寿荘のボイラーの不調によります点検10万円の計上。

3目後期高齢者医療費6万9,000円の減額の補正は、27節の後期高齢者医療特別会計への繰出金。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費474万6,000円の補正は、保育士の新規採用に伴います2節給料で222万5,000円。3節職員手当等182万6,000円。4節共済費69万5,000円の計上であります。

21ページに移りまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費47万9,000円の減額の補正は、給与改定等によります2節給料7万円の増額。3節職員手当等45万1,000円の減額。4節共済費9万8,000円の減額の計上。

2項保健衛生施設費161万9,000円の補正は、10節需用費の光熱水費が保健センターの電気料で161万6,000円の計上。13節使用料及び賃借料は、保健センターの玄関マットの借上料の単価アップによります3,000円の計上であります。

22ページをお開きください。

5目診療所費2,440万6,000円の減額の補正は、27節の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金。

2項清掃費2目塵芥処理費5万5,000円の補正は、10節需用費の光熱水費で、ストックヤードの電気料の計上であります。

3項水道費1目専用水道費109万3,000円の減額の補正は、12節委託料23万1,000円の減額。小利別地区専用水道事業の計装機器保守点検の確定見込みによります3万4,000円の減額と、小利別地区専用水道事業にかかります実勢価格調査の確定によります19万7,000円の減額の計上です。14節工事請負費は、同じく小利別専用水道の電気計装設備更新工事の確定見込みによります86万2,000円の減額。

2目水道費374万1,000円の減額の補正は、27節簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

23ページに移りまして、5款労働費1項1目労働諸費61万4,000円の減額の補正であります。ラコム通りの管理作業員の雇用ができなかったことによります1節報酬60万円の減額。8節旅費1万4,000円の減額の計上。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費39万8,000円の補正であります。3節職員手当等4万3,000円の増額と、4節共済費4万4,000円の減額は、給与改定等によります計上。10節需用費、それから17節の備品購入費であります。農業委員の情報収集等業務効率化事業としまして、タブレット端末を整備しようとするもので、10節需用費の消耗品はライセンスの購入4万7,000円。17節備品購入費につきましては、農業委員用のタブレット10台と事務局用1台の合計11台の購入で、35万2,000円の計上であります。

なお、この農業委員用のタブレット分、10台分ではありますが、30万9,000円につきましては、全額、道の補助対象となっております。

続きまして、24ページをお開きください。

2目農業総務費は83万2,000円の減額の補正で、給与改定、人事異動、職員の退職等によります2節給料181万3,000円の減額。3節職員手当等146万円の増額。4節共済費47万9,000円の減額の計上。

3目農業振興費213万5,000円の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金の中山間地域直接支払事業交付金で、所得超過者の減少、それから交付面積の増加に伴います増額の計上であります。

6目営農用水管理費140万4,000円の減額の補正は、10節需用費の光熱水費が上陸別トラリ地区の水道施設の電気料64万円の計上と、25ページに移りまして、12節委託料が96万9,000円の減額で、上陸別トラリ地区の計装機器保守点検、取水施設等の清掃などの確定及び確定見込みによります30万9,000円の減額。上陸別地区の支線配水管新設実施設計の確定によります29万7,000円の減額。上陸別浄水場の機器更新の確定見込みによります6万6,000円の減額。トラリ地区営農用水台帳整備データ構築業務の確定見込みによります29万7,000円の減額の計上であります。14節工事請負費は、上陸別営農用水の支線配水管新設工事の確定見込みによります97万5,000円の減額。21節補償補填及び賠償金が、給水管の取り替えに伴います立毛補償の執行がなかったことによります10万円の減額であります。

7目公共草地管理費9万9,000円の減額の補正は、14節工事請負費で、トラリ公共草地の給水・排水等の施設整備の確定に伴います減額。

8目農畜産物加工研修センター管理費50万4,000円の計上は、給料改定によります3節職員手当等5万円。4節共済費4万6,000円の計上。

26ページをお開きください。

10節の需用費の光熱水費につきましては、農畜産物加工研修センターの電気料40万8,000円の計上であります。

続きまして、2項林業費3目林道新設改良費は33万円の減額の補正で、14節工事請負費の林道法面補修工事が5万5,000円、林道維持管理工事費が27万5,000円のいずれも減額の計上であります。

7款1項商工費1目商工総務費は39万7,000円の補正で、給料改定等によります2節給料8万3,000円の増額。3節職員手当等32万6,000円の増額。

27ページに移りまして、4節共済費1万2,000円の減額の計上であります。

3目観光費7万9,000円の補正は、10節需用費の光熱水費で、温泉スタンドの電気料の計上であります。

続きまして、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費17万5,000円の減額の補正であります。3節職員手当等24万1,000円の増額。4節共済費41万6,000円の減額は、給与改定等によります計上。

28ページをお開きください。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費90万円の補正につきましては、10節需用費で、ダンプ等の車両の車検時の修繕料に不足が見込まれるための計上。

2目道路維持費88万円の減額の補正は、14節工事請負費で町道法面補修工事34万1,000円の減額。町道排水整備工事53万9,000円の減額で、いずれも事業の確定によります計上。

4目道路新設改良費156万6,000円の減額の補正も14節工事請負費で、いずれも事業の確定によります町道斗満川沿線道路改良工事で137万円の減額。町道東1条仲通歩道改良工事で19万6,000円の減額の計上であります。

5目街路灯費63万1,000円の補正は、10節需用費の光熱水費が街路灯の電気料で41万4,000円。修繕料につきましても街路灯でありまして、安定器の不具合によります交換の増加によりまして、58万円の計上。14節工事請負費の街路灯改修は、LED化工事の確定によります36万3,000円の減額であります。

29ページに移りまして、3項河川費1目河川総務費18万7,000円の減額の補正は、14節工事請負費で河川補修工事の確定による計上。

5項1目下水道費は180万円の減額の補正は、27節の公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、10款教育費1項教育総務費2目事務局費136万円の補正であります。2節給料19万8,000円、3節職員手当等104万円。

30ページをお開きいただきまして、4節共済費12万2,000円は、いずれも給与改定等によります増額の計上であります。

2項小学校費1目学校管理費59万7,000円の補正は、10節需用費の燃料費が灯油代で54万8,000円。光熱水費が電気料で25万8,000円の計上。14節工事請負費は、職員室等のエアコン設備設置工事の確定によります20万9,000円の減額の計上であります。

31 ページです。

3 項中学校費 1 目学校管理費 1 2 7 万 4, 0 0 0 円の補正は小学校と同様、1 0 節需用費の燃料費が A 重油代で 6 0 万円。光熱水費が電気料で 8 9 万 4, 0 0 0 円の計上。1 4 節工事請負費は、職員室等のエアコン設備設置工事の確定によります 2 2 万円の減額の計上。

4 項社会教育費 2 目公民館費 4 8 万 6, 0 0 0 円の補正につきましても、1 0 節需用費の燃料費が A 重油代で 2 1 万円と、光熱水費が電気料で 2 7 万 6, 0 0 0 円の計上であります。

3 2 ページをお開きください。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費 4 5 万円の減額の補正は、1 8 節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染拡大によります町民スポーツレク大会の中止によります計上。

2 目体育施設費 1 0 万円の補正は、1 0 節需用費で各種体育施設の燃料費。

3 目学校給食費 4 0 万 2, 0 0 0 円の補正は、2 節給料で 3 万 8, 0 0 0 円。3 節職員手当等 2 9 万 8, 0 0 0 円。4 節共済費 6 万 6, 0 0 0 円の増額で、いずれも給与改定等によります計上であります。

次のページの 3 3 ページから 3 7 ページには、給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明を行います。

7 ページをお開きください。

7 ページです。1、歳入。

1 0 款 1 項 1 目地方交付税は、普通地方交付税 3 7 8 万 8, 0 0 0 円の減額の補正であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が 2 0 億 3, 6 7 5 万 3, 0 0 0 円、特別地方交付税 2 億円であります。合計 2 2 億 3, 6 7 5 万 3, 0 0 0 円となります。令和 4 年度の普通地方交付税の交付決定額が、2 1 億 8, 0 1 6 万 9, 0 0 0 円で、補正後の留保額は 1 億 4, 3 4 1 万 6, 0 0 0 円であります。

次に、1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料であります。オーロラハウスの宿泊者数の増に伴います 2 7 8 万 4, 0 0 0 円の補正です。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目民生費負担金 3 1 5 万円の補正は、障害者支援事業の各種給付費の増額に伴います 2 分の 1 の国の負担分で、内訳は説明欄のとおりであります。

8 ページをお開きください。

2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 9 5 万 4, 0 0 0 円の補正は、デジタル基盤改革支援補助金が、歳出の選挙の不在者投票用紙オンライン請求対応の費用にかかります 2 分 1 で 3 万円。マイナンバーカード交付事務費の補助金が、マイナンバーカードの印字プリンターの購入費で 9 2 万 4, 0 0 0 円の計上であります。

3目衛生費補助金25万5,000円の減額の補正は、小利別地区専用水道の団体営整備事業の確定見込みによります計上。

4目農林水産業費補助金7万7,000円の減額の補正は、トラリ地区の営農用水台帳整備事業の確定見込みによります計上であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金157万3,000円の補正につきましては、国庫負担金で説明しました障害者支援事業の各種給付費の増額に伴います4分の1の道負担分で、内訳は説明欄のとおりであります。

9ページに移ります。

2項道補助金2目民生費補助金58万2,000円の補正は、議会9月定例会で議決をいただきました高齢者世帯等生活支援事業補助金で、当初事業費276万円に対しまして、補助上限額79万8,000円を計上しておりましたが、後に事業費の2分の1以内の補助ということになりまして、今回不足額について計上するものであります。

4目農林水産業費補助金190万9,000円の補正につきましては、農業委員会活動促進事業補助金が、農業委員用のタブレット購入費分で30万9,000円と中山間地域直接支払事業補助金が、交付金の増額に伴います160万円の計上であります。

次に、17款1項寄附金2目指定寄附金124万円の補正であります。1節総務費寄附金107万7,000円の計上は、ふるさと整備資金が指定寄附1件、1万円と、ふるさと納税48件、72万7,000円。合わせまして73万7,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金が、ふるさと納税14件、18万1,000円。町有林整備資金がふるさと納税4件、8万9,000円。2節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金でふるさと納税3件、3万7,000円。3節教育費寄附金は、給食センター管理運営資金がふるさと納税10件、12万4,000円。スポーツ振興資金がふるさと納税1件、1万円。4節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税5件で6万2,000円の計上であります。

10ページに移ります。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入627万7,000円の補正は、優良家畜導入貸付金の繰上償還30件分です。

4項3目雑入1万6,000円の補正は、森林研究整備機構の水源林造林木の売払分収益であります。

続きまして、21款1項町債1目総務債240万円の補正であります。当初予算において計上しました天文台展示室のパネルのLED化事業が、公共施設等の改修等によります脱炭素化の推進方針に基づく公共施設等適正管理推進事業債という事業の対象となりましたことから、歳入のみ今回計上するものであります。この事業の充当率につきましては、90%で、元利償還金の交付税措置率は50%となっております。

2目衛生債20万円の減額の補正。

3目農林水産業債160万円の減額の補正は、事業の確定・確定見込みによります計

上で、説明欄に記載のとおりであります。

4目土木債350万円の補正は、町道トマム川沿線道路整備事業から次のページの町道側溝整備事業まで、事業の確定による220万円の減額の計上で、当初予算で計上しました街路灯LED改修事業が、1目の総務債のところで説明した内容と同じく、公共施設等適正管理推進事業債の対象となりましたので、570万円を計上するものであります。

11ページの5目消防債10万円の減額の補正は、消防指令システム機器更新事業と消防救急デジタル無線機器更新事業は、過疎対策事業と緊急防災減災事業に分かれましたことから、端数処理のために10万円を減額するものであります。

6目教育債50万円の補正は、当初予算で計上しました中学校外灯LED改修事業が、公共施設等適正管理推進事業債の対象となりましたので、改めて計上するものであります。

以上で歳入を終わりました、次に5ページをお開きください。

予算書の5ページにつきましては、第2表地方債補正であります。

まず、追加についてであります。起債の目的の一般単独事業（緊急防災・減災事業）につきましては、消防救急デジタル無線機器更新事業の過疎債からの変更による追加で、限度額620万円であります。同じく、一般単独事業（公共施設等適正管理推進事業）につきましては、天文台LED改修事業の限度額240万円、街路灯LED改修事業の限度額570万円、中学校外灯LED改修事業の限度額50万円の合計860万円の追加であります。起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行で、利率につきましては4.0%以内（ただし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法につきましては借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間の短縮もしくは繰上償還することができるであります。

続きまして、変更についてであります。起債の目的の一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）は、補正前の限度額が3,470万円、補正後の限度額が3,380万円で、90万円の減であります。

内訳について説明します。

上から二つ目の林道側溝整備事業（宇遠別線）が120万円から110万円に10万円の減。次の弥生勲祢別線が260万円から250万円に10万円の減。その次の東トマム高台線、こちらも同じく260万円から250万円に10万円の減。二つあけて、町道側溝整備事業（小利別西1条通り線）が770万円から730万円に40万円の減。その次の町道法面補修事業（南トマム14号支線）が140万円から130万円に10万円の減。次の分線日宗2号支線が220万円から200万円に20万円の減。一つあけて、分線ウリキオナイ線が430万円から440万円に10万円の増となっております。

6ページをお開きください。

続きまして、過疎対策事業債についてであります。補正前の限度額が6億1,160万円、補正後の限度額は6億220万円で、940万円の減であります。

内訳ですが、上から三つ目、小利別地区専用水道整備事業が290万円から270万円に20万円の減。五つあけて、第2上陸別地区配水管整備事業が1,440万円から1,310万円に130万円の減。また、五つあけて、町道トマム川沿線道路整備事業が2,770万円から2,630万円に140万円の減。その次の町道東1条仲通り道路整備事業が420万円から400万円に20万円の減。次の消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業は1,400万円をゼロ円としまして、次の消防指令システム機器更新事業としまして770万円に変更するものであります。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で議案第84号を終わりました。次に、議案第85号の説明に移ります。

○議長（本田 学君） 2時15分まで休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時13分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第84号に続きまして、議案第85号の説明に移ります。

議案第85号令和4年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から説明をしたいと思えます。

5ページをお開きください。

5ページ、2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費484万9,000円の減額の補正であります。1節報酬は、臨時医師への報酬で、コロナワクチン接種の休日対応などに伴いまして、代替となる臨時医師の当直等の回数が増えたことによりまして、135万円を計上するものであります。2節給料446万円の減額。3節職員手当等134万8,000円の減額。4節共済費137万4,000円の減額は、給与改定、人事異動等によるもののほか、新規採用の看護師分の人件費におきまして、当初予算で計上している分と11月1日付で採用しました看護師1名分の差額分の増減額の計上となっております。

6ページをお開きください。

10節需用費の光熱水費は、12月分から値上げとなります電気料が主な理由で、98万3,000円の計上。

2款1項医業費2目医療用消耗器材費15万6,000円の補正につきましては、コロナ感染症対応のため白衣等のクリーニング回数が増えましたことによります計上であります。

次の7ページから10ページに給与費明細書が付けてありますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

次に、歳入の説明に移ります。

4ページをお開きください。

1、歳入。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財政対策分2,440万6,000円の減額の補正。

6款1項1目繰越金は、前年度繰越金1,971万3,000円の補正で、前年繰越分の残りの全額の計上であります。

以上で、議案第85号を終わります。次に、議案第86号の説明に移ります。

議案第86号令和4年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更、廃止は、「第2表地方債補正」による。

それでは、歳出から説明をいたします。

7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費25万4,000円の減額の補正であります。3節職員手当等8万5,000円の減額。4節共済費7,000円の増額は、いずれも給与改定等に伴います計上。12節委託料は、水道施設台帳データ構築事業の確定に伴います17万6,000円の減額であります。

次に、2款施設費1項施設管理費1目施設維持費30万2,000円の減額の補正であります。10節需用費、光熱水費は陸別浄水場をはじめとする水道各施設の電気料50万5,000円の計上。12節委託料16万9,000円の減額は、管路等修繕が減圧弁分解整備の確定見込みによります5万5,000円の減額と、施設設備保守管理等の確定見込みによります11万4,000円の減額。

8ページをお開きください。

14節工事請負費63万8,000円の減額は、道営事業に伴う関殖産4号支線の配水管支障移転工事の確定によります41万8,000円の減額と、陸別町浄水場の風害によります屋根の復旧工事の確定に伴います22万円の減額の計上であります。

次の9ページから10ページは、給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

続きまして、歳入の説明に移ります。

5ページをお開きください。

5ページ、1、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財政対策分374万1,000円の減額の補正。

4款1項1目繰越金は、396万3,000円の補正で、前年度繰越金、残りの全額の計上であります。

5款諸収入1項1目雑入67万8,000円の減額の補正は、陸別浄水場の風害によります屋根復旧工事の確定に伴う建物災害共済金30万4,000円の減額と、道営事業に伴う水道管移設等補償費の確定に伴います37万4,000円の減額であります。

6ページをお開きください。

6款1項町債1目簡易水道事業債は、水道施設台帳データ構築事業の確定に伴います10万円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページをお開きください。

予算書4ページ、第2表地方債補正の変更と廃止であります。

変更分につきましては、起債の目的の簡易水道事業は、補正前の限度額1,430万円を200万円増額しまして、補正後の限度額を1,630万円に変更するものであります。内訳につきましては、配水管整備事業に過疎対策事業も加えまして、補正前の限度額210万円に同額の210万円を加算しまして、補正後の限度額を420万円とするものです。地方公営企業法適用化事業が事業の確定に伴います計上で、補正前の限度額1,220万円から10万円を減額しまして、補正後の限度額を1,210万円とするものであります。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

次に、廃止分ではありますが、起債の目的の過疎対策事業分の配水管整備事業分210万円を簡易水道事業の借入れに変更するために廃止するものであります。

以上で、議案第86号を終わりました、次に議案第87号の説明に移ります。

議案第87号令和4年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更、廃止は、「第2表地方債補正」による。

それでは、歳出からの説明といたします。

6 ページをお開きください。

6 ページ、2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 10 万 7,000 円減額の補正は、2 節給料 3 万 9,000 円の増額。3 節職員手当等 16 万 6,000 円の減額。4 節共済費 2 万円の増額で、いずれも給料の改定等によります計上であります。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費は 85 万 5,000 円の補正で、10 節需用費の光熱水費は陸別浄化センターほか、下水道施設の電気料 108 万 3,000 円の計上。12 節委託料 22 万 8,000 円の減額は、施設設備保守管理の計装機器保守点検、自家用発電機蓄電池の取替えの確定見込みによります 8 万 5,000 円の減額と公共ます調査清掃の確定による管渠清掃 14 万 3,000 円の減額の計上であります。

7 ページの 3 款事業費 1 項下水道整備費 1 目下水道建設費 121 万 1,000 円の減額の補正は、12 節委託料実施設計が機器更新工事に伴う実勢価格調査で、今年度中の調査が必要なくなりましたので、60 万円全額の減額の計上であります。14 節工事請負費機器更新が陸別浄化センターの機器更新工事、汚泥脱水設備の確定見込みによります 61 万 1,000 円の減額の計上であります。

次の 8 ページから 9 ページに、給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明に移ります。

5 ページをお開きください。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目下水道事業分担金は、受益者分担金 2 万 5,000 円の補正で、これは前納によります 1 件分の増であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目下水道事業補助金 6 万 2,000 円の減額の補正は、特定環境保全公共下水道事業補助金、陸別浄化センターの機器更新工事の確定見込みによります計上であります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰越金は、財政対策分 180 万円の減額の補正。

6 款 1 項 1 目繰越金 137 万 4,000 円の補正は、前年度繰越金の残りの全額の計上であります。

以上で歳入を終わりました、次に 4 ページを御覧ください。

第 2 表、地方債補正の変更、廃止であります。

変更分につきましては、起債の目的の下水道事業が補正前の限度額 340 万円、補正後の限度額 560 万円で、220 万円の増。この事業のうち、特定環境保全公共下水道事業に過疎対策事業分も含めまして、補正前の限度額 220 万円に同額の 220 万円を加算しまして、補正後の限度額を 440 万円とするものであります。

利率につきましては、記載のとおりであります。

次に、廃止分ではありますが、起債の目的の過疎対策事業の特定環境保全公共下水道事業分220万円につきまして、下水道事業の借入れに変更するため、廃止するものであります。

以上で、議案第87号を終わります。次に議案第88号の説明に移ります。

議案第88号令和4年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお開きください

6ページ、2、歳出。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費211万2,000円の補正は、18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費で、本年度の実績による推計で不足が見込まれますことから、計上するものであります。

2項介護予防サービス等諸費2目介護予防サービス計画給付費31万1,000円の補正は、18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費で、先ほどと同じ理由によります計上であります。

3項その他の諸費1目審査支払手数料5,000円の補正につきましても、11節役務費、国保連への審査支払手数料で、さきの2件と同様の理由による計上であります。

以上で歳出を終わります。次に、歳入の説明に移ります。

4ページを御覧ください。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金48万5,000円の補正につきましては、歳出の介護給付費に係ります国の負担分20%分、ルール分であります。

2項国庫補助金1目調整交付金20万5,000円の補正は8.49%分。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金30万4,000円の補正は12.5%分。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金65万6,000円の補正は27%分。

次に、5ページに移りまして、6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金30万4,000円の補正は、介護給付費の町の負担分12.5%分。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金47万4,000円の補正でありまして、介護給付費に係る介護保険料の不足分の計上であります。

以上で、議案第88号を終わります。次に議案第89号の説明に移ります。

議案第89号令和4年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から説明いたします。

5ページをお開きください

5ページ、2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費6万9,000円の減額の補正は、8節旅費で、ウェブ会議の開催などによります普通旅費の減額。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金5万1,000円の補正は、令和3年度保険料還付未済の6件分であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明に移ります。

4ページを御覧ください。

1、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金6万9,000円の減額の補正ですが、歳出の旅費の減額に対応する事務費繰入金の減額。

4款諸収入2項償還金及び還付加算金5万1,000円の補正は、保険料還付金で、歳出と同額であります。

以上で、議案第84号から議案第89号までの説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第84号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、12ページからを参照してください。

1款議会費12ページから、2款総務費18ページ下段まで。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 13ページの報償費の関係で、説明によるとマイナンバーの取得率が高くなったので、今回、補正150万円ということなのですが、今までで大体住民の何%ぐらい取得したのか、その辺の数字をお知らせ願います。

それと、14ページの工事請負費で、中斗満の福祉センターの改修、屋根工事の関係で今回余っているのです、予算がね。私も前からも言っていますけれども、この屋根の補修というのは周りに木があると、その屋根に落ち葉が出て結局屋根を傷めるという、そういった状況がある中でこれだけ余すということか、今後、ああいう屋根工事を防ぐためには周りの木を切ったほうがいいのか、今後、ああいう屋根工事を防ぐためには周りの木を切ったほうがいいのか、私、思っているのですけれども、その辺との関連についてちょっとお伺いします。

それと、15ページの土地購入の関係なのですが、私、資料を見ていたのですが、総体的に33ヘクタールですか、購入したことになるのですが、10アール当たり、僕ら言う1反当たりの単価に直すと、大体8,000円なのかなと思うのですが、その辺の数字は別としてもどういう樹種の立木があるのか、その辺についてちょっと説明願いたいと思います。

以上です。お答えをお願いします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） マイナンバーカードの申請件数ですが、10月末現在の国が押さえている数字で1,121件です。人口比でいきますと、約50%となっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 中斗満福祉館の屋根補修工事の件でございますが、今回、工事は無事に終わりましたが、その木については今回は一切伐採しておりませんので、木の伐採については地域の人と協議しながら、結構高い木にもなっておりますので、なるべく屋根に落ちないように方法を今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） それでは私のほうから、町有林拡大事業における土地購入費についての御質問でございますけれども、お答えしたいと思います。

まず、購入に係る費用のうち10アール当たりの単価と申しますか、そちらでございますけれども、おおよそ4,000円から5,000円程度というふうに考えております。

なお、この土地につきましては立木が若干ございまして、その立木の補償分も含めると、先ほど議員がおっしゃられましたように8,000円程度、単純に割り返すと、そのようになるのかなというふうに考えております。

なお、樹種でございますけれども、いずれもほとんどの部分は伐採跡地なのですが、一部に天然林等が残っておりまして、樹種といたしましては、ナラ、シラカバ、ハン、タモ、ニレなど多数にわたっております。

なお、林齢については不明ということでございますので、現地を調査した上で立木の価値というものを積算しております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 14ページの75万残すのであれば、今の説明では地域の人と相談というのですが、あそこは町有地だと思うのですが、このままずっと手つけないでいると、木というのは毎年成長していくので、だんだん困難というか、そ

れなりに整理するとなればお金がかかるので、今のうちにしてないと、周りの郷土資料館とかそういう屋根にもかかってくるので、私は、あの周辺をきちっと伐採するとか、そういうことをすることによって、建物の保守管理がうまくいくのではないかなと思うのですけれども、その辺については今後の課題だと思うのですけれども、どういうふうに取り組んでいくのか伺いたいと思います。

それから、先ほど土地購入で雑木によるものだと思うのですけれども、今後、当然、未立木地というか、そういう木がないとなれば財産価値というか、町の財産価値としては将来植林をする考えがあるのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

そういうことで御答弁願います。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 中斗満福祉館でございますが、地域の方が利用、主にされている地域の中の位置的には大切な施設でございますので、議員御指摘のように、その木から降ってくる葉っぱなどが屋根などに悪さをする部分もあろうかと思いますが、やはりちょっと話し合いを地域のほうにも1度戻させていただいて、どのようなことがいいのかという、例えば地域が思い入れがあるというような答えがあるのかもしれないですし、木を単純に切らないで調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 土地購入後の植栽についての御質問だと思いますけれども、購入後は近隣の町有林とともに、一体で管理していこうというふうに考えております。その中で植栽等についても今後計画を立てていきたいと、このように考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ちょっと議長にお願いしたいのですけれども、私、1件目の言ったマイナンバーについて3回目なのですけれども、許していただけますか。

○議長（本田 学君） はい。

○4番（谷 郁司君） すみません。よろしく申し上げます。

というのは、先ほどの説明では50%になっていると。これ、前からも言われていましたように、町村単位でマイナンバーの取得率を上げることによってお駄賃がもらえる。お駄賃という言い方はあれなのだけれども、交付金とか奨励金が来るというのですけれども、新聞によると、6割までしないとだめだという話なのですけれども、今現在5割なのですけれども、その点についての範囲で今回の補正によって6割を目指すのかなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 今、国の奨励金の話は、町のほうにはまだ何も来ていませんので、詳しい情報は分かっておりません。

今回、補正につきましては、8月から新規取得者に対して5,000円の奨励金出していますので、それが当初500名分ということで予算を見ていました。11月末で交付数が388件、まだ交付していませんが、マイナンバー来ている人が57件ありますので、445件ということで予算に近づいていますので、事業は3月まで予定していますので、その分で追加させてもらった経過です。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費18ページ下段から、4款衛生費23ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、5款労働費23ページ上段から、7款商工費27ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、8款土木費27ページ中段から、10款教育費32ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、時間外勤務手当についてお尋ねをいたします。

各課によってまちまち違うのですけれども、これは例えば今日、この後にA氏、B氏、C氏、残業がありますと各課長が指示をしているのか、職員から上がってきたものを各課長が決裁をしてこの数字なのか、その辺、各課長の皆さんお答えをお願いします。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 時間外勤務手当の考え方でございますが、基本的には各課長が指示をするという形になります。時間外をする許可を事前に与えると、そのような形になります。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 課長等会議でもこのように指示しておりまして、今、総務課長が答えたとおりで全課やっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは各課の中で、突出した金額ありますよね、今回もね、100万円超えが。これでいくと、一番支払いする人、幾らですか。これは特別な仕事

ができてこの金額になったのか、それとも個人差がございますから、能力的に1日で終えない、時間外使いたい、使わなかったらできないというふうに指示をしているのか。

例えば、町民の皆さんの中にやはり厳しい意見があるのですよ。A氏はいい車乗っているよねとか、しっかりそこら辺をして、時間内で仕事をして帰ると、これがやっぱり基本だと思うのですよ。これだけ町民の皆さん苦しい、いろいろな高騰の中で生活をしている中で、公務員の皆さんだけという目線があると思うのです。やはりそういったところを気をつけて、町民一体となってやるような形をとってもらいたいと思うのです。恐らくこの会話は、各課に流れていると思うのですよね。そこら辺も副町長からあったように、各課の課長には指示していますと言うけれども、仮に言って百万の突出した仕事というのは何ですか。それと、一番もらっている人は幾らですか。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 今回の補正予算で計上しております時間外勤務手当の額、議員、先ほど御質問にありましたように、増の部分もあれば減の部分もあるかと思うのですが、これはどのようなものかということで説明をさせていただきたいと思っておりますが、前年度の当初予算を計上するときに、当然、職員の実績に合わせて前年度、ここは何人で何時間で幾らだったというようなことは、当初予算を組む段階で決めております。その後に異動なり、内部の職員が動いたりして、若干、人数が当然変わりますので、その精算。当然、そこで間に合う課もあれば、思い切り人数が急な退職などで減ったことによって、思い切り余るところもあれば、人数が減ったことによって時間外が増えるとか、そのような金額の調整を今回したものでございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員、御指摘の件ですけれども、今回の補正で100万円を超える時間数がちょっと、その人の時間数ごとには手元に資料ないのですけれども、100万円を超えるものについては、現在5人ほどいます。それらにつきましても、最終的にどのようになるかというのは分かりませんが、例年の見込みプラス例えば土木等であれば、雪が降ったときを想定した時間数をプラスしたりとか、そういうふうにして計上しておりますので、あくまでも見込みということになります。

それからもう一つは、3年度の決算でもありましたが、ここ数年は職員の時間外は減ってきている傾向にあります。これは先ほど言いましたように、課長等の許可を得て時間外をやっているという実態もあると思っております。しかしながら、例えば今は行事がないから、かなり少なくなっていると思うのですが、今後、行事等に職員が携わってくるときに、事前準備等で勤務時間の中でやる場合に、増加するケースもあるという

ことは、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

今、議員から御指摘受けましたように、改めて職員には計画的な時間外とか勤務になるように努めてもらうように、指導等をしていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 当然、そうなってくると思うのですよね。各課の異動もありますし、陸別町役場の職員の人数が足りない可能性もある。例えば、突発したことも出てくるでしょうし、毎年、新年度予算において時間外当然組んでいますから、それで各課において増額・減額あるのは当たり前だと思っています。これだけ厳しい行政になってくると、そういうところにも少しずつメスを入れていかないと行かないのではないかなと思っています。

私は、陸別町の職員皆さん能力優秀だと思っていますから、仕事面においても皆さんしっかりやってもらっていますから、やはり出すものは出す、しっかり締めるところは締めるという形で、今後、対応に当たってもらいたいと思います。答弁はいいですよ。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは歳出の全般についての需用費の関係なのですけれども、冒頭に副町長が説明したような気がするのですけれども、もう一度お願いします。

というのは、どれくらいの電気料、水道は当町のものだからあれですけれども、光熱費が%的にどれくらいなのか。コロナの中における物価高騰における電気代ということで、電気会社の値上げでされているわけなのですけれども、一般会計だけで需用費というのは総額的に、補正ですからあれなのですけれども、どれくらいの値上がり率で総体的に見ているのか、もう一度説明願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今回の補正予算で計上している電気代は、844万2,000円になります。増加率は16.8%、これは不足しないように、できるだけ不足しないように計上しておりますので、少し多目に見ているところもありますが、あくまでも北電が上げるであろう数字に調整額が来ておりますので、その辺を踏まえて予算をしております。ということで、16.8%の増で見ているということで御答弁したいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 歳入のほうに入ってしまうのかもしれないけれども、私の知識によると、物価高騰における電気代の交付金というのは、補助というのは、テレビでも不正給付受けているというそんな話も聞くけれども、実際にはこういう自治体ではそういうものがないのか。

それと、いずれにしても節電という形をとらないと、値上がりの分をそのまま踏襲し

ていくというのは、また問題だと思うのですが、その辺の節電の呼びかけとか体制とか、そういうものも含めた経費節減、そういったものはどういうふうな取組んでいるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 電気料の高騰に伴います自治体に対する補助ではありますが、これについては今のところ特になされておられません。メニューも出ていないというのが実態であります。

それから、節電の関係でありますけれども、節電については常々、庁舎内では行っておりまして、逆に町民の方から、トイレの電気がついていないですとか、町長室前の電気が消えたままだとか、正面玄関入り口から町民課に入るまでの間、夕方、暗いですとか、そういった逆に御指摘を受けております。そういったことで、職員については節電はできるだけしているというふうに思っておりますが、改めて節電をするように課長等会議で通知をしていきたいなと思います。

それから、今後になりますけれども、電気料がこれから急激に下がるということはないと思いますので、今もやっておりますけれども、LED化を少しでも進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、副町長が説明したとおりで、それ以上したら住民サービスのいわゆる行く気になったら暗いとかと、今どきいろいろな形で、いわゆる人間が入ったら電気つく、人感センサーというのかな、LED化と同時にそういうものも完備して、いなくなれば消えるとかという、そういう体制も必要ではないかと思うのですが、その辺についての考えはどうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） その辺についても今、進めています庁舎内の改修等で考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから11ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について、質疑を行います。

5ページから6ページの第2表を参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出、双方に関連あるものに限定します。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) それでは、歳入歳出全般に関わります部分で2点、お伺いいたします。

1点目ではありますが、7ページの歳入の13款使用及び手数料で1項使用料1目総務使用料で4節ふるさと交流センター使用料で、ふるさと交流センター使用料278万4,000円の増額と。これに関連して、15ページの歳出の2款総務費1項総務管理費11目交流センター管理費12節委託料、宿泊研修施設管理277万8,000円の増額。これについてであります、この当初予算額は歳入の使用料収入が1,311万7,000円で、歳出の委託料は1,906万7,000円でありました。

今回、オーロラハウスの利用者の増加が見込まれるということで、増額するということでもあります。利用者の増加が見込まれるということに対応するというのであれば、この事業に関する予算の組み立てで出しまして、歳入の使用料と歳出の委託料に加えて、歳入のほうでは20款の諸収入の4項雑入3目雑入7節雑入のふるさと交流センター、燃料費等使用料、それから歳出では2款の総務費で、先ほど需用費で37万8,000円の増額という説明がありましたが、この37万8,000円の中に高騰分以外に利用者の増の分も含まれているのか、いささか疑問があるわけであります。ちなみにこの当初予算につきましては、歳入は使用料が417万7,000円で、歳出のほうは1,004万1,000円でありました。これは当初予算であります。

それから、2点目の質問であります、これは7ページの歳入の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金と15節の道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、それぞれこれは障害者の介護給付費負担金、それから障害者の訓練等給付費の負担金、それから19ページの歳出のほうでは、民生費の中の扶助費の中で障害者の給付費と、それから障害者訓練等給付費が関連して補正されているものと思っております。

先ほどの説明で、それぞれの利用増のほかに給付費の増加という説明がございました。この給付費の増加の分でございますが、これは国が介護障害福祉職員の対象に賃上げ効果が維持される取組を行うこととして、これを前提に今年10月以降について臨時の報酬改定を行っているのではないかと思います、そういう理解でよろしいかお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時09分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） それでは私のほうから、交流センターに関する歳入と歳出についての御質問ということで思いますけれども、歳出に計上いたしました燃料費37万8,000円につきまして、諸収入のほうに反映されるのかという趣旨だと存じますが、燃料代の諸収入への収入につきましては、実際にかかる燃料代をそれぞれオーロラハウス・物産館・関資料館、それから鉄道事務所供用部分等々に面積案分にて算出をさせていただいております。

したがって、オーロラハウスの宿泊者が増えることが、直ちに諸収入に直結しないというように押さえております。ただ、今後、当然若干は上がってくるかなとは思っております。歳出予算につきましては、不足がないように少し余裕を持っての計上となっておりますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

なお、宿泊者の増につきましては、歳入の13款使用料及び手数料のほうに全て宿泊者からお支払いいただく料金については、こちらで全て収入しております。

以上です。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） お時間をいただきまして、大変申し訳ございませんでした。

議員、御質問の障害者の給付費と歳入の関係でありますけれども、今回の増額の補正につきましては、4月に一部単価が上がった部分があったり、あと利用日数の増、これを勘案した給付実績に基づく将来推計を含めて、今回補正をお願いするものであります。議員から御質問のありました10月からの加算に関する部分については承知をしております。今回の額には反映をしておらないということでございます。あくまでもこれまでの給付実績と、利用者人数等々を勘案して、1年間の給付見込みを今回立てまして、その差額として今回補正をお願いする額を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、1点目の交流センターの関係で、あえて先ほど当初予算まで申し上げたのですが、この予算の計上の仕方としては、宿泊費と光熱水費と別に計上、当初からしているのですよね。そこを確認させていただきます。

それから、2点目であります。これはこれ以上の追求はないのですが、たまたま施設利用者の重要事項説明書、これは報酬改定のたびに個々に同意書の判こをもらうわけですが、これが来ているということは、報酬単価が変わったのだろうと、私は理解をしたところであります。これ以上深くは追求いたしません。

以上であります。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） ふるさと交流センターの宿泊費と光熱費についてだと

存じますけれども、宿泊費につきましてはお客様からいただく料金ということで、使用料のほうに全て計上させていただいております。一方、私どもの町の施設としてかかる経費といいますのは、燃料代も含めて電気料であったり、それぞれ歳出科目のほうに計上させていただいております。

したがいまして、繰り返しになりますけれども、宿泊者が増えたことによって増える料金収入としましては、使用料のほうに、歳入の予算のほうにまとめて計上させていただいております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 大変しつこいのですけれども、燃料費、20款の雑入で当初は見ていると思うのです。これを今回は20款でなくて15款になるのですか、間違いました。すみません。需用費のほうに該当する収入と、合わせてそこに入っているというような説明だったと思うのですけれども、当初はやはり分けていたと思うのですよ。ですから、そこがなかなか理解しづらいところなのですよね。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 説明が不足しており、大変申し訳ありません。

20款諸収入におけるふるさと交流センターの燃料等使用料につきましては、お客様から直接いただくお金ではなく、ふるさと交流センター施設全体の中でオーロラハウス部分にあっては委託先の事業者、観光物産館についてはこちらも委託先事業者、それぞれ負担させていただいております。

したがいまして、供用部分、それから関寛斎資料館の部分については町が直接負担するというようなことで、面積によって実際にかかったものを案分させていただきまして、それぞれの事業者に御負担をいただいているというのが、諸収入の燃料費等の部分であります。

なお、一方、宿泊者の方々に直接御負担いただくのが使用料という形になってございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今の答弁でなかなか理解し難いのは、需用費の中で当初予算のときに一覧表、議案説明書でもらっているのですが、需用費の中のオーロラハウスの部分見ますと、ここでは歳入417万7,000円、これに見合った歳出は燃料費で201万7,000円、水道料で35万2,000円、下水道で17万4,000円、電気料で47万4,000円、これはオーロラハウスに関わる部分です。

ですから、私も勘違いなのかと思いますけれども、光熱水費、暖房費も含めて、これは一律年間同じように含めてもらっているのではなくて、冬期間は冬期間でもらっているから、科目を分けて計上しているのだらうと思っていただけです。それが間違いな

かもしれませんが、そのような理解でいたということでもあります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時21分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 20款諸収入の件でございますけれども、歳出側、燃料費につきましては、少し余裕を持たせた中での計上とさせていただいております。歳入予算につきましては案分した結果、計上に至らなかったというようなことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに、歳入歳出全般についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補

正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第86号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第86号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第87号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第88号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第88号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第89号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第89号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(本田 学君) 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時26分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員